

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案についての概要
(電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の改正)

1 改正の理由

電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験の手数料(※)については、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という)第 174 条第 1 項において、「実費を勘案して政令で定める額」とされている。具体額は、電気通信事業法施行令(昭和 60 年政令第 75 号。以下「施行令」という。)別表第2において、電気通信主任技術者試験 18,700 円、工事担任者試験 8,700 円と定めているところ。

※ 両試験の手数料は、法第 174 条第 2 項に基づき、全て一般財団法人日本データ通信協会(法第 74 条第 1 項に基づき指定された指定試験機関で両試験の事務を実施。)の収入となるものである。

昨今、電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の受験者数は減少傾向にあり、これら試験の手数料収入は減少し、現行の手数料の額と実費に乖離が生じている。加えて、工事担任者試験の実費は、種別(工事担任者資格者証の種類)ごとに大きな乖離が生じている。

こうした状況下では電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の実施に関する事務を安定的に運営することが困難となることから、これら試験の手数料の額の改正が必要となったものである。

2 改正の概要

施行令第 13 条の規定に基づき、別表第 2 において定める次の手数料の額について、それぞれ指定試験機関における試験事務コストを勘案した額に改正する。

詳細は下記のとおり。

・ 電気通信主任技術者試験の手数料

	手数料(現行)	手数料(改正案)	備考
全科目受験の場合	18,700 円	29,000 円	
一部科目免除の場合	18,700－(免除科目数×700)円	29,000 円	確認等に係る事務負担が大きいことから、一部科目免除時の減額規定を撤廃する。
全科目免除の場合	9,500 円	14,700 円	

・ 工事担任者試験の手数料

	手数料(現行)	手数料(改正案)		備考
全科目受験 の場合	8,700 円	第一級アナログ 通信、第一級デ ジタル通信及び 総合通信	14,600 円	
		第二級アナログ 通信及び第二 級デジタル通信	9,800 円	
一部科目免 除の場合	8,700 円	同上		減額規定なし
全科目免除 の場合	5,600 円	第一級アナログ 通信、第一級デ ジタル通信及び 総合通信	9,400 円	
		第二級アナログ 通信及び第二 級デジタル通信	6,300 円	

なお、工事担任者について、その種別は省令において規定されているため、手数料の額の詳細については施行令から省令に委任して規定するものとする。

3 改正の時期

令和 6 年 4 月 5 日に公布、令和 6 年度第 2 回の工事担任者試験(令和 6 年 11 月実施予定)の受付開始に合わせ、同年 8 月 1 日に施行とする予定。